

『高所作業車運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号 - 17(～2024.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、作業床の高さ10メートル以上の高所作業車は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方であれば運転できないことになっています。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(3日間:学科9時間 実技6時間)

令和5年度実施予定: 4月、6月、8月、11月、令和6年2月

(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科)	8:40	～	16:00
2日目(学科)	8:40	～	12:00
3日目(実技)	8:50	～	16:00

2. 受講資格

満18歳以上のもので次に該当する者

- ① 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
- ② 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
- ③ 道路交通法の大形特殊自動車免許、大形自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許及び各種二種免許を有する者
- ④ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者

3. 一部免除対象者

下記に該当する方	講習時間
上記2. 受講資格の①に該当する方	全受講 (受講料のみ一部免除)

4. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

i 上記3. 受講資格の②～④に該当する方

【会 員】受講料: 36,300 円 (会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料: 36,300 円 テキスト代: 1,914 円 合計: 38,214 円

ii 上記3. 受講資格の①に該当する方

【会 員】受講料: 34,100 円 (会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料: 34,100 円 テキスト代: 1,914 円 合計: 36,014 円

※助成金制度を利用される場合は、免除対象者であってもカリキュラムの都合上、受講資格①の価格(34,100 円)でのお申し込みはできません。36,300 円の受講料をお支払いください。

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先: 管轄労働局)。